

**令和8年8月13日からの大雨による災害により
被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について**

2026年8月20日
北陸電力株式会社

令和8年8月13日からの大雨に係る災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象（2026年8月14日時点）

災害救助法が適用された以下の地域

【千葉県】千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町

※上記以外の市町村で災害救助法に適用された場合または「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」にもとづく激甚災害の対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

2. 特別措置の内容

特別措置の適用には、申込書および罹災証明書等をご提出いただく必要がございます。

<電気料金の支払期日延長>

2026年7月分（2026年8月13日以降に支払期日を迎えるものに限り）、8月分、9月分および10月分の電気料金について、支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

<不使用日の基本料金割引>

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった場合、2027年2月末日までに限り、1日あたり基本料金を4%割引いたします。

<使用不能設備の基本料金免除>

被災された建物等の電気設備の一部が一時的に使用不能となった場合は、2027年2月末日までに限り、その使用不能設備相当分の基本料金を免除いたします。

<工事費負担金相当額等の免除>

2027年2月末日までに以下のいずれかのお申込みをされた場合、工事費負担金等相当額を免除いたします。

- ・被災された建物等の電気のご契約を廃止された地点で、廃止時点の契約容量または契約電力を超えずに新たに電気をご使用されるお申込み
- ・被災された建物等の再建に用いる臨時電灯または臨時電力のお申込み
- ・被災された建物等の再建のための計量器・引込線等の移設のお申込み

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel：0120-418969

<月～金曜日 9時～17時（土日祝日・年末年始を除く）>